



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 4 5 号

平成27年(2015年)10月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ			
● 告 示		○市道の区域の変更について	(道路管理課)	3
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の規定に基づく認証業務関連事務を行わせることとした日について	(市民課) 1	○道路の供用の開始について	( " )	3
○スポーツ交流広場の使用料の徴収事務の委託について	(市民スポーツ課) 1	● 公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について	(障害福祉課) 2	○予防接種を行う医師について	(健康政策課)	3
○土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の一部解除について	(環境指導課) 2	○浄化槽保守点検業者の登録の更新について	(環境指導課)	4
○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について	(緑と花の課) 3	○浄化槽保守点検業者の登録の抹消について	( " )	4
		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて	(農業委員会事務局)	4
		● 公営企業公告		
		○指定給水装置工事事業者の指定について	(企業総務課)	4
		○下水道排水設備工事事業者の指定について	( " )	4

## 告 示

### ●金沢市告示第314号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第65条第1項の規定により、平成27年9月24日から同項各号に掲げる事務を地方公共団体情報システム機構に行わせることとしたので、同条第3項の規定により公示します。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市告示第315号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、スポーツ交流広場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

#### 1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢市スポーツ事業団 理事長 糸屋 吉廣	金沢市泉野出町3丁目8番1号

#### 2 委託した事務

スポーツ交流広場の使用料の徴収事務

#### 3 委託した期間

平成27年10月1日から平成28年3月31日まで

●金沢市告示第316号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710104413	サロン・アリア	金沢市入江2丁目11番地	有限会社エスエスディー	金沢市入江2丁目11番地	就労移行支援	特定無し	平成27年8月1日
1710104421	エンデバーメイト	金沢市観音堂町口63番地1	合同会社東	金沢市観音堂町口63番地1	就労移行支援 就労継続支援B型	特定無し	平成27年8月1日

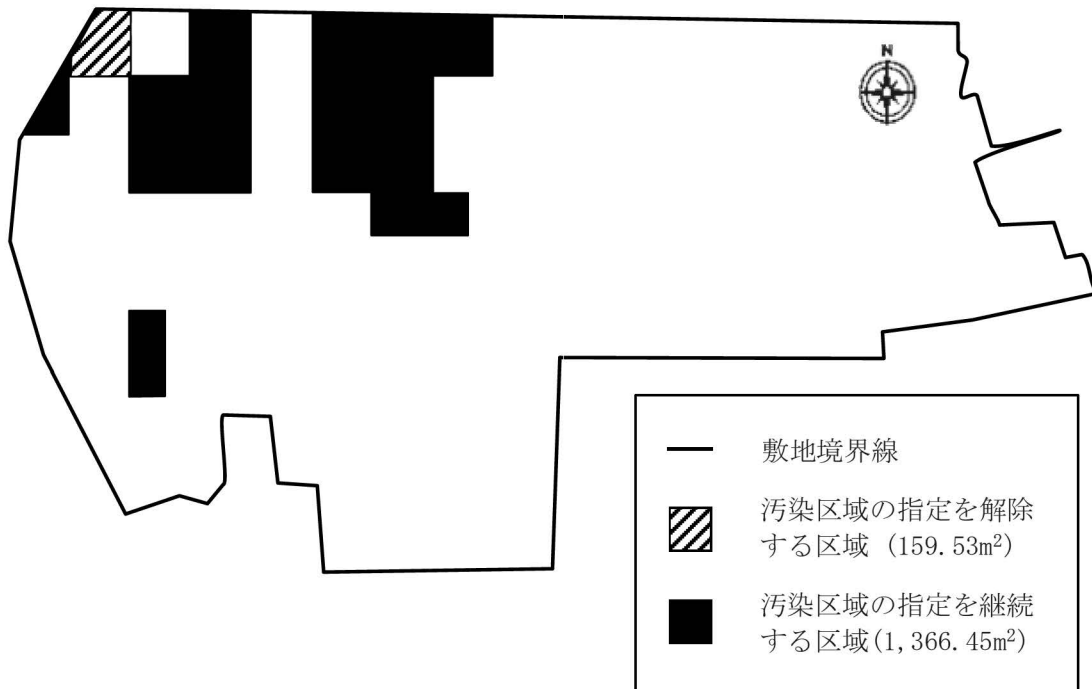
●金沢市告示第317号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、同項に規定する要措置区域の一部について同条第1項の指定を次のとおり解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定を解除する要措置区域  
金沢市長町1丁目320番の一部（別図のとおり）
  - 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
  - 3 講じた措置  
土壤汚染の除去
- 別図



●金沢市告示第318号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正し、平成27年10月4日から効力を有するものとします。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

452	河原市町みずほ東公園	金沢市河原市町35番	平成27年 4月1日			を に
452	河原市町みずほ東公園	金沢市河原市町35番	平成27年 4月1日			
453	窪南ふれあい公園	金沢市窪3丁目305番1	平成27年 10月4日			

改める。

●金沢市告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	準 幹 線 514号 本 町 ・ 白 菊 線	長 町 1 丁 目 316番 1 先から	旧	7.5	9.0
		長 町 1 丁 目 316番 1 先まで	新	10.7	9.0

●金沢市告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
準 幹 線 514号 本 町 ・ 白 菊 線	長 町 1 丁 目 316番 1 先から	平成27年10月1日
	長 町 1 丁 目 316番 1 先まで	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
井上 啓 黒田 一成	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
54	チェックス	金沢市東力4丁目96番地	平成27年9月26日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第8条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者としての登録を抹消したので公告します。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録抹消年月日
82	北陸浄化サービス株式会社	金沢市新神田5丁目111番地	平成27年9月10日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成27年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成27年10月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成27年10月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
566	金沢設備工業株式会社	金沢市桂町へ17番地
567	千本設備	金沢市四十万5丁目27番地 フロイデ・101号

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成27年10月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成27年10月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
602	金沢設備工業株式会社	金沢市桂町へ17番地

## ◎正 誤

○平成26年3月31日付け金沢市公報号外第10号の11

頁	箇 所	誤	正
5	下から27行目	固定資産	固定負債
5	下から22行目	固定資産	固定負債

平成27年(2015年)10月1日 印刷  
平成27年(2015年)10月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄